

経営戦略

(秋田県湯沢市)

(下水道特別会計)

第1 経営の基本方針

汚水処理事業のうち集合処理区域は、雄物川と皆瀬川沿いの狭い平地部に9箇所が散在しそれぞれが単独処理となっています。また、個別処理区域では、稲川地区及び皆瀬地区において市設置合併処理浄化槽約1500基を下水道事業として管理しています。

汚水処理事業の供用開始は、農業集落排水事業が平成6年度、公共下水道事業が平成8年度と経過年数が浅いため、平成20年度策定の生活排水処理整備構想（以下「20年構想」という。）において下水道事業及び農業集落排水事業と計画していた区域に未着手区域があり、県内他市町村に比して低位の整備率で、人口減少や高齢化世帯の増加により水洗化率も低くなっています。

また、合併前の市町村ごとに汚水処理施設の整備方法などが異なっていたことから地域間の整備率及び水洗化率の格差が大きくなっています。

このため、未着手区域については20年構想を見直し、将来の人口減少及び運営管理費を考慮し経済性を再評価して個別処理が有利となった区域については、集合処理区域から個別処理区域に変更します。また、集合処理が有利となった区域については、平成37年度までに概成させ、整備率100%を目指します。

整備が完了している農業集落排水施設は、区域が接近していることから運営管理費の節減を図るため処理場設備の更新時において区域の再編を進めます。

【目標指標】

(単位：人、%)

区 分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
行政人口 A	46,571	45,564	44,556	43,549	42,541	41,768	40,994	40,221	39,447	38,674
計画人口 B	32,985	32,360	31,736	31,110	30,486	29,924	29,361	28,799	28,237	27,675
整備人口 C	28,207	28,015	27,934	27,852	27,771	27,752	27,733	27,713	27,694	27,675
水洗化人口 D	20,099	20,182	20,336	20,487	20,635	20,843	21,052	21,255	21,460	21,663
整備率 C/B	85.5	86.5	88.0	89.5	91.0	92.7	94.4	96.2	98.0	100.0
水洗化率 D/C	71.2	72.0	72.8	73.5	74.3	75.1	75.9	76.6	77.4	78.2

第2 計画期間

平成28年度から平成37年度まで10年間

第3 投資・財政計画（別紙）

投資について

現在、計画区域の面整備が完了していない公共下水道及び特定環境保全公共下水道の湯沢処理区については、整備中の公共下水道愛宕分区、同前森分区及び特定環境保全公共下水道倉内分区の管渠整備を続けるとともに、未着手の公共下水道岩崎分区を併せて平成37年度までに概成します。

湯沢浄化センターの施設更新については、平成24年度策定の長寿命化計画に基づき平成29年度までに機械設備等の更新を行うと共に、耐用年数により平成38年度から施設更新を行います。

特定環境保全公共下水道の湯沢処理区以外の5処理区については、既に面整備が終了していることから耐用年数によりそれぞれ小安処理区が平成35年度から、皆瀬処理区及び稲川処理区が平成38年度から、院内処理区が平成39年度から浄化センター施設の更新を行います。

農業集落排水施設については、平成26年度から実施している山田中央処理区の機能強化事業を継続し、平成29年度まで山田中央処理区を山田東部処理区に接続します。また、耐用年数により深堀処理区を平成32年度から38年度にかけて山田東部処理区に接続、山田東部処理区を平成36年度から45年度にかけて公共下水道に接続、松岡処理区を平成44年度から49年度にかけて公共下水道に接続します。

20年構想において集合処理として計画していた特定環境保全公共下水道雄勝処理区及び農業集落排水施設湯沢南部処理区については、整備手法の再検討を行い建設事業費及び運営管理費を勘案して経済性を比較した結果、個別処理が有利と判断されたことから個別処理区に変更し、補助金の交付により個人設置型合併処理浄化槽の整備を促します。

市設置合併処理浄化槽については、耐用年数により皆瀬地区は平成41年度から、稲川地区は平成44年度からそれぞれ更新を行います。

財源について

管渠埋設事業、長寿命化事業、機能強化事業及び施設更新事業にあたっては、社

会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金を活用し、残りの市負担分については、市債を充当することとし事業を進めます。ただし、毎年度の元金償還金を超えない範囲で市債を発行することにより市債残高の低減を図ります。

使用料体系が旧市町村ごと及び事業ごとに異なっていたことから、平成22年度に集合処理の使用料と合併処理浄化槽の使用料をそれぞれ統一するため条例を改正し、平成30年度までに段階的に引き上げることになっています。また、使用料の収納率は、水道事業管理者への料金徴収委託により高水準となっていますが、水道に加入していない利用者に係る滞納額が多いことから、滞納対策を強化し収納率のさらなる向上を目指します。

第4 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

サービスの向上及び人件費のバランスを考慮し、最小限の人員で最大のサービスの供給ができるよう定員適正化に努めます。

(2) 広域化に関する事項

複数の下水処理場や複数の市町村をネットワークし、人・情報・物などの統合化を図り、広域的に維持管理することで事業の効率化、コスト縮減、リスクへの迅速な対応、効率的な改築・更新などができ、経営健全化につなげることが可能となります。

公共下水道及び特定環境保全公共下水道の5処理場及び農業集落排水事業の4処理場はそれぞれの管理運営を民間事業者へ委託しています。今後は市内処理場の広域的維持管理について検討を進めます。

また、汚泥の処分については、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の5処理場のうち3処理場の汚泥を県外最終処分場に運搬し処分しているため、今後の処分方法について秋田県及び近隣市町村と連携し、効率的な処分について検討を進めます。

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

汚水処理施設の維持管理業務について、従来の「仕様発注方式」から施設の運転方法の詳細等について事業者の自由裁量に任せられることができる「性能発注方式」と

し、運転管理業務に加えさらに運転等に必要な消耗品、薬剤、資材及び電力等の調達、機器の保守管理及び維持修繕も併せて委託する包括的民間委託に移行し、民間ノウハウの活用を図ることとしています。

平成28年度から公共下水道及び特定環境保全公共下水道の5処理場及びポンプ施設を移行し、今後、農業集落排水施設及び市設置合併処理浄化槽の移行についても検討を進めます。

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

下水道使用料の適正化

公営企業は独立採算性の原則のもと、健全な経営を維持し経営の効率化を図ることとされ、また、運営に伴う経費については利用者からの使用料で負担することとされています。事業の継続には、つねに投資と財源バランスを考える必要があり、コスト縮減を図ることは当然ですが、財源としての下水道使用料の更なる適正化に努めます。

普及活動の強化

未水洗化事業所等の下水道等への加入は大口需要家となり、使用料収入の増加に大きな効果が見込めることから、普及啓発活動に努めます。

良好な水環境の改善や施設の有効利用、収入増加を目的として、未水洗化家屋に対して戸別訪問し、水洗化等融資あっせん制度の説明及び水洗化普及啓発活動を行い、水洗化の向上を図ります。

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

本計画期間内において、資金不足を想定していません。

(6) 資金管理・調達に関する事項

投資にあたっては、社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金を活用し、市負担分には市債を充当し事業を進めます。市債の発行に当たっては、毎年度の元金償還を超えない範囲内で、市債発行を抑制することにより、市債残高の低減を目指します。

(7) 情報公開に関する事項

安心して汚水処理施設を利用していただくため、市広報及びホームページを活用し、的確な情報提供を行い下水道経営に対する市民の理解を得てまいります。

提供する情報は、本経営戦略及び生活排水処理整備構想に基づく重点施策の内容及び目標とする指標や進ちよく状況とし、よりわかりやすく掲載します。

計画達成状況の評価は、目標設定した数値と、実績を比較し達成度を検証し、その結果に基づき計画等を見直し、新たな指標を設定し実施します。

(8) その他重点事項

今後は、人口減少や建設から維持管理への移行など、さまざまな事業展開が予想され、大きな方向転換を迎える時期となっています。

また、財政事情も厳しく、限られた予算を効率的に配分し、執行していくためには、計画や組織などを綿密に整備・実施していく必要があります。

そのため、行ったことを分析し、次への反映を確実に行うことが求められており、P D C Aサイクルを活用し事業を推進します。

(9) 地方公営企業法（公営企業会計）適用について

平成26年8月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、地方公営企業法の適用に向けたロードマップが示されました。このロードマップでは、平成27年度から平成31年度までを集中取組期間とし、人口3万人以上の団体については、期間内に公営企業会計へ移行すべきものとされています。平成27年1月には、「公営企業会計の適用」について総務大臣より要請があったため、地方公営企業法の適用について検討を行い、事業の経営状況の把握、経営の健全化及び市民への明確な説明責任の実行を目的に、平成32年4月に適用することとし、移行作業に着手しています。

地方公営企業法の適用にあたっては、その対象事業を公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定排水処理事業とし、適用範囲においては、地方公営企業法の全部適用としています。